（無線従事者規則の一部改正）

第三十八条　無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五号様式、別表第十一号様式、別表第十六号様式、別表第十九号様式から別表第二十一号様式まで及び別表第二十五号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（緩降機の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第三十九条　緩降機の技術上の規格を定める省令（平成六年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第四十条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式まで、別記第五号様式、別記第八号様式から別記第十八号様式まで及び別記第二十号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の一部改正）

第四十一条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第四十二条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号から別表第四号まで、別表第六号及び別表第八号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正）

第四十三条　電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第六までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第四十四条　民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第二十一までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第四十五条　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号まで、様式第八号から様式第十三号まで、様式第十五号から様式第十八号まで及び様式第二十号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第四十六条　住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号の二中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条　総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第八までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令の一部改正）

第四十八条　総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令（平成二十年総務省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（統計法施行規則の一部改正）

第四十九条　統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五十条　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「日本工業規格Ａ四二〇一「建築物等の雷保護」」を「日本産業規格Ａ四二〇一「建築物等の雷保護」」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部改正）

第五十一条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記第四十号様式及び別記第四十九号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第五十二条　第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正）

第五十三条　一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一様式から別記第三様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五十四条　危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「日本工業規格Ａ四二〇一「建築物等の雷保護」」を「日本産業規格Ａ四二〇一「建築物等の雷保護」」に改める。

附則別記様式第二から附則別記様式第四までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第五十五条　消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第五十六条　消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第五十七条　漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。